

近世後期における二条在番の生活

杉谷 理沙

【要旨】

本稿では、二条在番の一年間の職務と生活について検討する。二条在番にとって、二条城は警衛と整備にとめる職務の地であったが、同時に生活の場でもあった。そこでは番頭や番衆が生活したのみならず、京の町人や職人、また番頭・番士の家来や奉公人らの出入りがあった。すなわち二条城は京と内外をつなぐの中心地であり、幅広い階層の者たちがここで関わりを持った。とりわけ、番衆にとっては町人との関わりが重要で、物品の購入のみならず、金銭管理や生活の世話、療養に至るまで、その手引きなくして在番をつとめることは不可能であった。

はじめに

(1) 問題の所在

元禄四年（一六九一）、オランダ商館医兼博物学者のケンペルは、「この城に一人の隊長が相当数の守備隊と共に駐留し警備をしている」と記した。^①「この城」は二条城を、「隊長」は二条在番の大番頭を、「守備隊」は同じく二条在番の大番衆を指すと考えられる。二条在番とは、幕府直轄軍である大番（全二二組）のうち二組が江戸から上京し、一年間二条城に常駐したものを言う。

従来、二条在番の役割は二条城の警衛と説明されるに留まり、その詳細は語られることがなかった。そもそも、二条在番をつとめる大番士のような番方（武官）は、太平の世にあつては閑職であり、幕府にとって政治上意味をなさないものと見る向きもある。一方で、大番を含む幕府直轄軍団は、武家政権たる江戸幕府の国家支配にとつて最も重要な要素であつたとする見方もあり、すなわち大番とは決して等閑視されるべき存在ではなかつた。

とくに二条在番については、『紀要』第一号にて、柴崎謙信氏がその組織形態や基本的な職務などを明らかにし、^②また柴田純氏は二条在番衆の出張死を主題として、その日常生活を分析している。^{③④}

このように、二条在番についての研究はようやく緒に就いたところであり、

引き続きその実態の究明が求められる。そこで本稿では、本書史料編に収録した「二条在番手留」（以下、「手留」）や「雑事記」などを用い、二条在番としてやってきた者たちが、在番中の一年間どのような生活を営み、何をしていったのか、その実態を明らかにしたい。

なお、冒頭に述べた通り、二条在番は大番頭・大番衆・与力・同心で構成されるが、本稿では行論の都合上、大番頭・大番衆を中心としてそれぞれ述べ、与力・同心については後考を期すこととした。

(2) 二条在番の概要

柴崎氏・柴田氏の論稿を参考に、二条在番の概要をまとめておく。

冒頭で述べたように、二条在番とは、江戸から二条城に一年間派遣される幕府直轄軍の大番組二組のことを言う。一組につき大番頭一名、組頭四名、番衆四六名、これに加えて与力一〇騎、同心二〇騎で構成された。またこれ以外にも、番頭や番衆はそれぞれ自身の家来や武家奉公人^⑤を同行させており、地役人を含めると全体で約一千名以上の人々が二条城内外で生活していた。^⑥なお、番頭には大名や知行高五千石以上の上級旗本が、組頭含む番衆には旗本が就任した。^⑦

二条在番の基本的な職務は城内各所の管理や警衛であった。番衆には役付きの者があり、例えば、御蔵奉行役は二条城内外の米蔵の管理を、御破損奉行

は城内建物の修造や修復を、御弓奉行は武器の管理を、御鉄炮奉行は鉄炮や火薬の管理を担っていた。その他、御茶壺附、残役、米払など様々な役職が割り当てられており、さらに番衆は、幕府から朝廷への使者や、京中および周辺の社寺や宮中の御殿修造時の監督役など、二条城外での職務も担った。

1 二条在番の一年

(1) 一年のサイクルと登前の準備

二条在番の一年間の動きを「大番職制」から書き出したものが資料1である。三月二十八日（大の月は二十九日）に先登の番頭が江戸を出立し、次いで先登の番衆が翌日と翌々日に分けて出立、さらにその翌日と翌々日に分けて跡登の番衆が出立、その後跡登の番頭が出立するという流れになっている。

「手留」には、二条在番への出立前に番頭が老中らへの諸事連絡や、対組番頭との打ち合わせ、番衆へ出入り札を渡しに番中の心得を申し渡すなどしている様子が見える。ここでは、特に番衆の人数揃えについて見ていきたい。

二条や大坂の在番の役が巡ってくる時、大番頭はまず番衆の人数を揃えることに着手する。その手段は、御番入によって番衆の人数を補充したり、「取人」「代人」で欠員を補ったりするものであった。

まず御番入について。「手留」において、番頭の堀田はまず、対組の番頭大久保と相談し、不足分の人数の入人願を老中へ提出している。そして何度かのやり取りの後、一月二三日に老中水野より入人の旨を仰せ付けられ、小普請組から七人が御番入することが決定した。小普請組支配の役割は、組下の旗本を有能な人材として推挙することにあつたと言い、この七人も小普請組支配（渡辺阿波守ら）からの推挙で御番入がなつたものと思われる。

次に「取人」「代人」（「代々人」も存在）について。取人は、病気や差合で在番衆の人数が不足する際、他組から代わりとして入る者で、代人は病気や服喪などで在番することが困難な者が事前に申請し、代わりに在番をつとめる者のことを言う。取人と代人とは明確に区別されているが、立場上どのような違いがあつたのかは分からない。ただ、両者とも正式な組織成員ではないため、

在番中に役職につくことはなかったようである。

取人・代人を入れる際は、まず希望者の所属組の番頭から、在番予定の番頭へ、知行高・二条在番経験者は在番中の役職・名前などが知らされる。これを受け取つた番頭が、自分組の組頭衆へ、差し支えがないかどうか番衆に尋ねるよう伝え、差し支えがなければ取人・代人に加える。希望者の中には二条在番中の番衆も含まれており、これは「取手返」（在番から戻ってすぐに在番をつとめる）と言われた。各人の知行高が記録されているのは、在番衆には知行高に応じた合力米が支給されたためと思われる。

また、享保八年（一七二三）より、家禄の低い番衆には足高が支給されることとなった。安永五年（一七七六）と天明二年（一七八二）に二条在番を、また安永六年に取手返をして代人をつとめた旗本・森山孝盛（六番組大番士）は、天明七年（一七八七）頃、老中松平定信に対し次のように語っている。

近來御書院大御番は在番先にて御合力の引合により、高の者は多く被省て、容易に御番入も成がたく、殊更取人代人も、近來は番頭家來に賄賂を送らざれば不叶、何百石は何十兩など、云如く、賄賂の高下定りて取人を極たり。是に付ては在番先御合力の割合を可被極哉の事、並御目見以上以下共、近來は御足高入候者は、容易には御奉公出不被仰付により、御用に立べき者も、果は埋れ、庸愚のものも祿次第にて被召仕べきに至りては、御要害に不可然、

森山は、この近年は足高が必要な者はなかなか登用されず、御番入が容易ではないいうえ、取人や代人になろうにも番頭家來に賄賂を贈らなければならず、またその金額によって採用が決められてしまったため、優秀な人材が集まらない状況にあると嘆いている。裏を返せば、贈賄を行つても取人・代人になる経済的メリットが存在したということであろう。周知の通り、旗本の困窮は幕府にとつて悩ましい問題で、大番士も例外ではなかった。ゆえに、番衆にとつて、在番をつとめることは糊口をしのぐための手段であつた。

しかしながら、一方で在番を忌避する番衆も存在した。在番をつとめれば足

高や合力米（金）が得られたとは言え、在番には諸道具の費用や道中の旅籠銭、人馬賃金など、多大な費用が必要であった。番士は在番をつとめるにあたり、知行所の年貢を抵当に借金をしたり、自身の知行所へ臨時の出金を命じるなどしているが、必ずしも了承されるものではなく、また知行所をもたない者も多かった。そのため、負担を嫌って在番を忌避したと考えられる。このように、賄賂を贈つても取人・代人をつとめることを希望する者がいる一方で、出費を嫌って忌避する者がいた。この一見相反する動きは、それぞれの経済状況や年貢収取の状況により判断された結果であったと考えられる。

では、番頭が人数を揃えるため奔走しているのは何故か。その理由のひとつとして、番頭の、ひいては幕府の威厳を示すためということが考えられる。「諸国年中行事」に、在番衆の入洛と交代が年中行事のひとつとして記されているように、番衆の二条城入りは幕府の行事として衆目を集めるものであった。このように、人目を引く例年の行事であるがゆえに、城入りにおける番衆の数は、それを率いる番頭の沽券に関わる問題であったのではないか。また、参勤交代の例で言えば、街道をゆく行列は「徳川による政治的統合の動く象徴」であったと言う。在番へ向かう番頭と番衆は同時に行列をなすわけではないが、在番の上京の情報は町触などで知らされていたため、幕府の威厳を示す上で、二条在番衆が江戸―二条城間を往来する道中においても、人数が揃っていることそのものが重要であったのではないだろうか。

（2）在番中の番頭の職務

二条在番の番頭の基本的な職務は、勤方の規定によれば本丸・二之丸の管轄であった。また「有司勤仕録」には、番頭は城内の「御座敷向等」の鍵を預かることある。

当然のことながら、規定に記された職務は、実際に行っている職務を全て示しているわけではない。そこで本節では、「手留」から、在番中の番頭が実際にはどのような職務を果たしていたのか見てみたい。

「雑事記」に「二条ハ惣見分大御番頭斗也」とあるように、番頭は城内の見分を行う。「手留」では、文政三年（一八二〇）五月一三日に、台所・大番所・車

舎・御殿・天守台焼失跡・焰硝蔵・足駄蔵などを見分、それぞれの道具を拝見し、また両番頭により各所の「封印切替」を行っている様子が見える。これは先述した番頭による城内の鍵預かりと関連すると思われる。そして、見分が済んだ旨を所司代へ報告し完了となった。なお、各所の案内は御鉄炮奉行や弓奉行、御殿預など、それぞれを管轄する奉行が行った。

また、両番頭の堀田・大久保は、隔月で月番をつとめ、所司代への上申（後述）などを代表して行っている。先登組は偶数月を、跡登組は奇数月の月番を担当するが、交代が行われる四月には跡登組が途中まで月番をつとめ、上京してきた次の先登組へ引継ぎを行っている。また、対組の番頭が何らかの事情で月番をつとめることができない場合、助月番という形でその代理をした。「手留」文政四年（一八二一）二月の例では、月番は大久保教孝の担当であったが、大久保は前年八月に発生した召使中間三名の口論沙汰の責任を取って謹慎しており、堀田が助月番をつとめている。このように、在番は二組一対であることにより、互いの状況に合わせ補佐しあうことが可能であった。そうして、月番をつとめた番頭は、月ごとの交代時に直書を添えた「月番箱」を対組番頭へ渡す。「月番箱」の詳細は不明だが、「手留」に「御黒印下知状箱之鍵 此鍵者平日月番箱二入有之」「御番衆誓詞箱之鍵 此鍵平日月番箱二入有之」とあるため、普段は書類を入れた箱の鍵などを保管していたと思われる。

さらに、番頭は所司代と定期的に対面し、城内の諸事を伝達している。毎月一日・一五日が所司代との「逢日」で、両番頭は二条城北の所司代上屋敷へ赴くこととなっていた。一日には前月番の番頭が、城内の小規模な修繕に掛かった費用の帳面（小繕御入用銀米高帳面）と口上書や、修繕に用いた材料の請取書などを所司代へ提出する。特に顕著な修復箇所がある場合は、「逢日」に見積帳と伺書を提出した。また、幕府関係者などが上京した際には所司代屋敷でこれに対面し、御機嫌伺を行った。

このように、番頭は城内整備の総責任者として鍵の管理などを行い、また所司代への注進や渉外などを在番中の職務としたのである。

2 二条在番衆の生活

(1) 二条在番の住居

本章では、主に番衆の在番中の生活についてみていく。

まず住居について。参考図2に見えるように、番頭と番衆の居住区域は明確に分けられていた。各居住区域は東西に分かれ、東に先組が、西に跡組が居住した。

参考図2に見えるように、番衆は各組五〇名ながら、番衆小屋は区域内に各四九棟しかない。これは、二条城の外に御蔵奉行仮交代屋敷があり、また番衆には先残役・跡残役が一人ずつ存在したから、五〇人全員が城内に居住することはなかったためと考えられる。ちなみに、「二条在番登前下帳上」には「明小屋有之節小屋江人入不申候様、破損奉行衆方錠お致し切、被入念後申付尤候事」とあって、居住者のない小屋も存在し、嚴重に錠がなされていたことが知られる。取手返の代人は一度江戸へ戻ってから上京するため、その間居住者のいない小屋が生じ、また病氣や看病などで日延（遅れて上京）や先下（早く江戸へ戻る）をする番衆もあったため、このような明小屋が発生したものとと思われる。なお、各戸には入居者の名札が掛けられ区別されていた。

番衆の住居について、「雑事記」には「二条ハ小屋構広シ」「大坂ハ小屋構狭シ」とある。「番衆狂歌」にも、二条と大坂の番衆小屋について、「二条てハ小屋場も広くをのつから氣も隔すに其日くらしつ」「大坂の小屋割せまく一構何共なしに気せまる也」とあって、旗本の間では、二条城の番衆小屋は広く、大坂城は狭いという認識があったようである。

では実際の広さはどうであったか。『京都御役所向大概覚書』には「東組御番衆小屋惣構、東西平均三拾八間余南北平均九拾五間半」とあり、東御番衆小屋惣構は坪に換算して約三六〇〇坪ほどであった。ちなみに大坂城の番衆小屋は、東御番衆小屋・西御番衆小屋とも惣地坪二五七〇坪であり、二条城の方が約一〇〇〇坪近く広かった。この範囲の中に番衆と、それぞれが引き連れる家来や、中間部屋がある戸では奉公人たちが居住することとなるため、当然広い

ほうが歓迎されたのだろう。また、番衆小屋は組頭小屋四棟と番衆小屋四五棟に分かれていた。番衆小屋には部屋数や広さ別に大・中・小の区別があり、おそらくそれぞれの石高に応じて小屋が割り当てられたと考えられる。

その構造は図1のようなものであった。各部屋には居間・座敷・土間に竈と走り（流し）・湯殿・雪隠（トイレ）などが備えられ、各戸が独立した生活空間であったことがわかる。

また組頭は六名、番衆は二、三名の家来を従者として連れて来ており、各戸には取合を挟んで家来たちの居住空間が存在した（図1および図2）。中間など奉公人の居住空間のある小屋もあり、元禄一二年（一六九九）の指図には中間部屋に付随した「下湯殿」が見えるが、年末詳の絵（図1）では、下湯殿は「アケハナシ」、つまりおそらく戸のない設えとなっていて、番衆が使う設備とは格差があったと思われる。

ところで、京都大学蔵「二条在番支度覚」（以下「支度覚」）には、「風呂屋鋪江之老人札」の雛形が掲載されている。この札は番頭から渡されたものに番衆が署判をして、おそらく家来に渡された。では彼らが向かった「風呂屋鋪」とは何処か「二条外御蔵絵図」には、城外西の外御蔵南東部に「御番衆市小屋、但風呂屋鋪共云」と記される施設が見え、この「市小屋」（市場小屋とも）「風呂屋鋪」を指すと考えられる。この市小屋「風呂屋鋪」は、幕臣某の日記と考えられる、天保九年（一八三八）の「百たらずの日記」に「辰の刻過るころ、松屋か家を出て二条の御城外なる市小屋といふ所にしはし侍ほとに、御門の断も濟たりと案内あり。西の御門より入て御小屋うけとりなとして（以下略）」（七月二五日条）や、「辰の刻はかり市の小屋に行て、まつ程なく案内ありて御城に入（以下略）」（九月二六日条）とあって、入城の手続きをする間の待機所として使用されていたことがわかる。また「森山孝盛日記」（以下、「森山」）天明二年（一七八二）一〇月一日条では、信州正安寺から上京してきた権僧正伴僧が、在番中の森山孝盛に宛てた一包を「市小屋」に送っており、番衆宛の荷物受取所として使用された形跡もある。さらに、『視聴草』の「三都城故事並在番始記附甲府之事」には、「二条西御門前市小屋の主じは、伏見御三年番の節に、御番衆目を懸候者之、二条西御門通に参候に付、面々より合力をも致

し遣候例の由、今以て少しづゝ米杯とらせ候」とある。いずれにせよ、「市小屋」「風呂屋鋪」の詳細は不明であり、今後の検討課題としたい。

さて、雪隠は、いずれの番衆小屋においても、明確に主人用・従者用に分けられていた。組頭小屋には計三箇所、一般の番士の小屋には計二箇所あり、単純に計算すれば一組の番衆小屋域内には総計一〇二の雪隠が置かれたこととなる。当然番頭小屋や与力・同心小屋、その他各所にも複数備えられていたから、城内全体には相当数の雪隠が存在した。

（2）城内の清掃

このように、二条城では多くの人々が生活あるいは出入りし、それゆえ数多の雪隠が置かれていた。では清掃や不浄の処理はどうしていたのか。

二条城の掃除は、宝永年間頃まで、穢多頭下村氏の主導のもと、五ヶ村が中心となって人足を出し、毎日これをつとめていた。また下村が支配する近江・摂津・山城の村々からは人足の代わりに代銀が支払われていたという⁴⁸。しかし、宝永五年（一七〇八）に下村文六が死去し跡目を継ぐ者が居なくなつた結果、五ヶ村の二条城掃除役は廃止された。

では宝永年間以降はどうか。『京都御役所向大概覚書』⁴⁹によれば、下村文六死去による掃除役廃止後は、所司代が人足を出すこととなつた。二之丸内の掃除は御殿番三輪市十郎の案内のもと、所司代組の同心小頭一人、平同心一人、そのほか足軽など数人の人足が出され、その際城内の番所に詰める所司代の同心一人が白衣を着して指揮を執つたとある。とくに草取りに関して、「二之御丸御所司代御掃除場絵図」⁴⁸では、所司代による二之丸庭園の手入れに関わる草取りの仕方が図示されている。すなわち草取り人足も所司代から供出されたことがわかるが、「雑事記」に「二条ハ番衆人足草取そうしに斗り出す」とあつて、二条城では、番衆が供出する人足もまた草取りに動員されたことが知られる⁴⁷。しかしながら、この人足が何処から徴発されたものであるのか、どの範囲を担当したのかはわからない。

なお、「二条城御掃除場分担図」⁴⁸では、城内の掃除場分担が所司代・番頭・破損方・番衆・門番衆・三輪市十郎（御殿番）と色分けされているが、その「分

担」の内実は明らかでない。また、「番衆狂歌」には、「二条にも大坂にても定りて掃除之者ハ出入をする」とある。「番衆狂歌」はその名の通り番衆に関する諸事をうたったもののため、この「掃除之者」は二条城の掃除としてではなく、番士の居住区域の掃除と考えられるが、その詳細もまた明らかでない。このように、城内の清掃の詳細な分掌については、場の管理や権限の及ぶ範囲とも関わつて不明な点が多く、今後の課題とせざるを得ない。

また、不浄の処理について、「雑事記」には「二条ハ下掃除之者世話なし」、「大坂ハ下掃除之者送迎致す」とあり、二条城の番衆に「下掃除」の者の送迎義務はなかつたことがわかる。大坂城に関しては、「大坂御城代公用人諸事留書」⁴⁹に「御番頭・加番衆・御目付・御番衆小屋江下掃除之もの、御蔵入之百姓相定、迎送札ニ而出入為仕候」とあつて、下掃除の者を「御蔵入」の百姓から選定し、迎送札で出入りさせたことが知られる。この「御蔵入」が誰の領地を指すのかは検討が必要だが、下掃除は定められた地の百姓が行うものであつた⁵⁰。すなわち、翻つて二条城では、少なくとも、番衆が下掃除役の百姓の送迎の世話をする必要はなかつたと想定されるが、二条城でも「御蔵入」の百姓が下掃除をしていたのか、だとすればその世話を行ったのが誰だつたのかは現時点では判断としない。近世京都、とくに洛中の屎尿処理は、農民や屎尿商売人が洛中の居住者からこれを貨幣で購入して回収し、洛外に搬出されたという⁵¹が、二条城もこの循環の中にあつたかは現在のところわからない。

なお、「雑事記」には「二条ハ塵芥物持出人世話なし」とあつて、ごみ処理に関しては在番衆の負担はなかつたようである。

（3）二条在番の日常

二条城での在番中、彼らはどのような日常を過ごしていたか。ここでは、主に番衆の日常の活動について、八つの項目に分けて見て行きたい。

① 修練に励む

武官である大番衆は、二条在番中も武芸の修練に励んだ。「雑事記」には、「二条ハ御城外近年千本稽古あり」とある。「千本」とは所司代の下屋敷である千

本屋敷を指す。ここでいう「近年」がいつを指すのかは不明だが、「手留」文政三年（一八二〇）一月一六日条には「今日我等組御番衆千本屋敷弓術稽古定日二付」とあって、この頃には既に定日の弓術稽古が千本屋敷で行われていた。

また、武術は城内においても行われていた。「支度覚」には次の記事がある。

弓術世話役

大的 四ノ日御廐曲輪 内藤金十郎
九ノ日小屋内 酒井清次郎

尺式 二ノ日 福王貞之進
金田鞠負

すなわち城内においては、四のつく日に御廐曲輪、九のつく日に番衆小屋域内において大的（歩射）を、二のつく日に尺二の小的を行っていた。御廐曲輪は東御門から入って北側に広がる空間で、大的の際にはここに幕を張り、両番頭と組頭衆が出席して番衆の弓の腕前を見分した。その際は「中り附帳面」が作成され、誰的を射たかが記録されている。また番衆の弓術については、誰がどの流派であるのかが記録された。

なお、「番衆狂歌」には「在番に弓の稽古ハ勤むへし外之武術ハ遠慮有へし」とあって、弓術が重視される一方、在番中は弓以外の武術は奨励されなかったようである。

このように、番衆は在番先でも弓術の稽古を行っていた。しかしながら、長く続く泰平の世にあっては只のルーティンとなっていたのだろうか、「手留」から約三〇年後の幕末に、ある蘭方医が記した書翰には、「両番と申して大番・新御番と申役有之、右武事二第一關係之御役之處、（中略）唯囲碁・生花・釣魚之術ハ立派之者也」とあって、武官でありながら囲碁・生花・魚釣りに秀でただけで戦闘力に劣る大番衆らについて、皮肉を込めて語っている。

② 飛脚を利用する

在番中、江戸との音信では、基本的に定飛脚（京では順番飛脚、大坂では三度飛脚と呼ばれた）が利用された。これは毎月三回東海道を往復し、江戸・京都・大坂の三都を結んだ町飛脚で、はじめは番衆の家来や雇った飛脚が音信に遣わされていたものを、寛文四年（一六六四）以降に大坂在番の輸送を町飛脚が仲間として請け負うようになり、これに続き二条在番でも町飛脚による定期輸送が行われるようになった。また文化一四年（一八一七）には、番頭は月六度、番衆は月三度の輸送を行うようになっていた。「支度覚」に写された先残役・跡残役の「覚」には「定飛脚之節者御状箱八ツ時迄二無相違可被差越候、尤風烈之節者別而刻限早メ、可被差越候、且二条表江之御状之内江金子入不請取申候」とあり、江戸から二条への定飛脚を利用する際は、御状箱を八ツ時（午後二時）までに渡すこと、風が激しい時は早めに出すこと、とされている。先残役・跡残役は江戸―京都間の連絡役を担ったため、この定飛脚を利用していたのだろう。

また、「手留」では、音信手段として「間便」が見える。「間便」とは定飛脚とは別に、臨時に発出された飛脚便を指す。「手留」では「六日限間便」（文政三年六月一八日条）と見え、これは所謂「定六」、すなわち六日間で江戸と上方を往來した早便の町飛脚を指す。「手留」では、番頭堀田の嫡子が病死したことを知らせるため利用されている（「手留」解題参照）。「森山」では、江戸で大地震が発生したことを知らせるため、江戸留守の同役衆より「六日切間便」が遣わされている。このように、急を要する知らせの際には、速達の飛脚が利用された。

「森山」ではそのほか、江戸の留守居から、御番人などの人事に関する事、周囲の縁組や死亡に関する事、知行所の状況、江戸での災害の情報などが知らされている。特に知行所の状況に関して、知行所木戸村の百姓の倅が出走し、村からの久離願が出されたことを受け、森山は久離届を組頭に提出し、人別帳から除くよう江戸留守へ申し遣わしている。番頭は勿論、番衆もそれぞれが旗本家の当主であり、また知行所の領主としての顔を持つ者もあった。右の例に見たように、百姓の処遇に関しては組頭との交渉も必要であったため、在番中

であっても江戸や知行地に関する音信が不可欠であった。

ところで、「手留」には「次飛脚」が頻出する。継飛脚とは幕府公用の飛脚で、各宿駅に配置された飛脚が公用文書を継送した。「手留」には、番頭が所司代を通じ、継飛脚から老中の証文を受け取ったり、江戸へ向け「上意御札」の呈書や老中への呈書などを送っている様子が見える。⁽⁶⁴⁾

このように、番頭や番衆は状況に応じて数種の飛脚を利用していった。彼らは在番先にあっても、幕臣としての職務を担いつつ、それぞれの家の当主としてのつとめを果たす必要があった。そのため、状況に応じ複数種の飛脚を使い分け、江戸との音信を欠かさなかったのである。

③ 信仰する・改善する

「手留」文政三年（一八二〇）五月一二日条に見えるように、城内南の西足駄蔵から南中仕切門の間には稲荷社が存在した。この稲荷社は現存していないが『甲子夜話』の文政一三年（一八三〇）地震の記事に「稲荷石鳥居、御存之通り五ツ大きな立をり候処、不残折れ申候」とあって、大きな石鳥居が五本建っていたことが知られる。また『宝暦現来集』京都地震之事に「稲荷石垣石鳥居石灯籠も大体倒れ、但鳥居三本、灯籠十七本倒、稲荷曲輪入口の御門棟廻落」とあるように、一七基以上の石灯籠も存在した。

「二条城域内稲荷曲輪三社尊像再建記」によれば、稲荷曲輪には稲荷社のほか小社があり、西側に鎮座する三社に天照大神、八幡神、春日大明神が祀られていた。⁽⁶⁵⁾ 在番中の番頭九鬼隆都が願主となった天保一三年（一八四二）の尊像修復の折には、九鬼組の番衆五〇人が詩歌を奉納している。また番衆は普段からここに参拝したり、共同で鳥居や和歌、額などを奉納していた。⁽⁶⁶⁾ また、「森山」には「小兵衛小屋路土居二稲荷社有之、相番惣割合石鳥居奉納、鳥居之年号等我等書之、其外御城内稲荷所之和歌等奉納之」とあって、番衆小屋域内にも石鳥居を構えた稲荷社が建てられていたことが知られる。

「森山」ではほかに、北野社での災除の祈禱、同社への和歌や短冊の奉納、⁽⁶⁷⁾ 紀州熊野社の勧化のために番衆が共同で出銀している様子などが見え、番衆は在京中、京や畿内近国の寺社を信仰したことがわかる。

さらに、番衆は許可を得て墓参りに行くことがあった。墓参りを希望する番衆は、その旨を番頭へ申し出て、さらに番頭から所司代へ断りを入れることになっていた。⁽⁷⁴⁾ このときの番衆が何処の墓所へ参ったのかはわからないが、知行所を持つ旗本の場合、その墓所は往々にして知行所に開基した菩提寺にあつたと言ひ、また旗本の知行所は畿内にも存在したから、⁽⁷⁵⁾ 知行所をもつ番衆は、上京のついでに畿内近国や西国に所在する各自の知行所へ下り、墓参りをしたのかもしれない。また、在番中の番衆が死亡した場合は、京の寺に埋葬されることも多かった。そのため、番衆は京都にある先祖の墓に参った可能性もある。

④ 外出する

万治二年（一六五九）の「在番諸掟鑑」には「二条え被登候以後は、御番所の外えは不被罷出」とあり、また寛永一七年（一六四〇）の「二条城御条目」によれば「御番衆之外、人つきあひ停止之事」と定められていた。すなわち番衆は城内外を出入りせず、番衆以外と交流を持たないように定められていたが、「森山」では市の立つ日には各地に出かけ、また様々な人と交流している様子が見え、この掟は遵守されていなかった。⁽⁷⁹⁾

一方で、城内へ人を招くことは厳しく制限されている。「在番諸掟鑑」には「登り御番衆二条 御城中え親類、縁者有之て入れ度と有之衆は、組頭衆を以番頭え断可被申候様子承済入可申事」とあり、城内に親類縁者を招きたい場合は組頭を通じて番頭へ断ることとされている。明和九年（一七七二）の儒学者中井竹山の「西上記」には、中井が番士の佐々木新右衛門・長谷川主税とともに京都へ登っている様子が記されているが、入城後は「但夫三子之署在二条衛中、門禁至厳、来之俱蹇、不復相見云」とあって、親族でない場合は、たとえ知音の者であっても城門の出入りは許されなかった。⁽⁸⁰⁾

⑤ 家来と奉公人の統制

番衆がそれぞれ家来や奉公人を抱えていたことは先述したが、では在番に同行した奉公人は何者で、どのような活動をしていたか。

岩城卓二氏は大坂在番の番衆の奉公人について、所領の庄屋や百姓のうちか

ら用人を徴発したことや、番衆は城内外の行き来を制限されていたため、奉公人の欠落（出奔）は重要な問題であり、ゆえに徴発のし易さが重視されたことを指摘している。⁽⁸¹⁾これは二条在番も同様であったと考えられる。また飯炊女のように、京都において雇われた奉公人も存在した。

「番衆狂歌」には、「在番を好む下々連行な功者ふりして悪事する也」「在番へ百姓類を連れて行只用達て実態ハなし」「下々を月に一度ハ暇やれ使に出て脇よりをせず」とあつて、在番において雇われた奉公人（下々）は、問題行動を起したり、職務を遂行しなかったり、城外へ使いに出て寄り道をするのが憂慮されていたことがうかがわれる。

実際、番衆の奉公人が出先で問題を起こしている様子は頻繁に見え、安永四年（一七七五）の例では、森川俊孝組番衆三名の侍・中間ら数名が徒党を組み、四条の芝居を無銭見物し木戸番を打擲、舞台へ上がつて暴れ芝居を妨害した。結果、彼らは品（身分）により山城中払あるいは中追放、軽追放に処されている。⁽⁸²⁾番士同様、番頭も奉公人を召し抱えており、文政四年（一八二二）には番頭大久保教孝が中間三名の口論沙汰の責任を取つて謹慎していることはすでに述べた通りである。ちなみに家来の場合も、組頭の家来が主人の金銀を盗み、夜中に城を抜け出して出奔するなどしており、番頭・番衆の従者による犯罪の例は数多い。在番に限つたことではないが、番頭にとつても番衆にとつても、家来や、とりわけ奉公人の統制は悩ましい問題であった。

また、岩城氏が大坂在番の例で述べたように、二条在番中も家来や奉公人の欠落（出奔）は頻繁に起こっていた。「手留」によれば、組中家来に病死・欠落の者があれば、まず番衆から番頭へ、また対組の番頭へその旨を報告することとなつており、その後四月の在番交代時に番頭から目付へ、江戸帰府後は大目付へも報告された。⁽⁸³⁾ここで奉公人については言及されていないのは、主人への従属の程度の違いによるものだろう。城の出入りは鑑札（出入札）で管理されていたから、その流出を防ぐ上でも、家来や奉公人の欠落は避けるべき問題であった。

ところで、「雑事記」には「二条ハ出立時奉公人出代り時にて都合宜し」「大坂ハ出立時奉公人出代の間故都合悪し」とある。武家奉公人の多くは、一季や

半季といった短年季で雇われた者たちであった。このような出替奉公の武家奉公人は、寛文九年（一六六九）の定めで三月五日に切り替えられることになつたという。⁽⁸⁶⁾資料1にみたように、二条在番の出立は三月末から四月頭で、一方の大坂在番は先組が七月二日（大の月は二三日）、跡組は八月八日から一二日の間であった。奉公人との契約には、主人と奉公人との目見や手付金の受け渡しなど諸々の手続きが必要であったこともあり、大坂では在番の最中に出替の手続きを行わなければならない煩雑さがあつたのだろう。

⑥町人と関わる——ものを買う

「雑事記」に「二条ハ御城入町人に支配あり」「二条ハ町人ハ町人にて夫々支配ありて、御城入いたす」とある。二条城に出入りする町人は「札親」によつて管理され、その支配のもと出入りしていた。「手留」には、札親として万屋太兵衛・尾張屋衆助、松屋伝兵衛らの名前が見える。⁽⁸⁸⁾

「二条在番登留前下帳上」⁽⁸⁹⁾には、二条城に出入りした町人（商人・職人ら）が記されている。これによれば、菜種小間物商・道具屋・呉服屋・書物屋・菓子屋・仕立物師・瀬戸物屋・弓矢師・青物屋など、多種多様な商人・職人が出入りしている。すなわち、番衆の生活における必需品は彼ら出入りの町人から入手していた。ゆえに、番衆らは高価なものを売りつけられて借財を重ねてしまふことがあり、これを諫めるため毎年売掛禁止触が出されている。⁽⁹⁰⁾「番衆狂歌」には「二条へハ諸色町人出入して細工小道具金遣ひ込」「初番にうかと町人近付な毎日来て勝手ついへそ」とあつて、特に二条城においては、出入りの町人がいて、とりわけ初番の番衆への売り込みが激しかったことが想像される。

さて、町人らもまた鑑札によつて出入りを管理されていた。「二条在番登留前」寛政九年（一七七七）正月二日条に「二条御城内江出入之町人共江相渡候鑑札渡方之儀二付、札親之町人江用方之者ヲ書状差出候」と、また二月一六日条に「二条御城内江致出入候町人共渡表之札、親三人之者吟味、慥成者供相極名前書付差越、於旅宿寺番札相請取 御城入存、式番札口請取度旨、札親三人之者共用方之者口書状願申候」とあるように、二条城に出入りする町人は札親三人が吟味のうえ、その名前の書付を札親から番頭へ渡し、鑑札を渡されてはじめて

入城することが出来た。このように、城出入りの町人は鑑札によって判別されていたわけだが、裏を返せば、鑑札さえ所持していれば入城が出来たということになる。実際、鑑札を他者に貸与して二条城に出入りさせていた町人が罰せられた例もあつたし、出入りの町人が御金蔵から盗みを働いた例もあつた。

⑦ 町人と関わる——勝手賄

番衆は在番中に勝手賄を指名し、金銭の管理を任せていた。通常、勝手賄とは、旗本が自身の知行する村落の有力農民などを指名して財産管理と運用を任せたものを言う。「森山」では、二度の在番と代人としての在番時、いずれも信濃屋次郎兵衛なる人物に「搦屋」「勝手賄」を頼んでいる。搦屋とは、その名の通り米を搦くことを生業とした者である。森山の知行所は上総国に三ヶ村あつたが、信濃屋は森山が天津へ到着した際や京着後に勝手賄を申し付けられており、利便性から考えても遠く離れた知行所の人物であつたとは考えにくい。大坂在番時の勝手賄は、「町人」の河内屋四郎右衛門が任命されていることから考えるに、在番中の勝手賄は在番先の町人が任じられたのだろう。

森山は、一〇月の合力金請取後、信濃屋次郎兵衛へ「年中賄」として賄金一四両を渡している。大坂在番の際も、八月の合力金請取後に河内屋へ一カ年一七両二歩のうち半分の八両三歩を渡しており、在番一年間の金銭は、年二度の合力金支給の際に、一括あるいは半分ずつ勝手賄へ渡されたことがわかる。ちなみに、村請の勝手賄では、村方の農民がその年の年貢高に応じた予算を立て、そのうちから毎月旗本へ生活費を送金し、また必要に応じて臨時の仕送りがなされる仕組みであつた。すなわち、同じ勝手賄と言つても、在番先と村落とでは管理させる金銭の出処が異なっている。

こうして、勝手賄は賄金のうちから番衆の生活に必要な品を揃えた。例えば大坂在番の際、森山は勝手賄河内屋にみそ・しょうゆ・香のもの・塩・薪および「損料」の代金として一両を渡し、鍋や釜などの生活器具を受け取っている。ちなみに、損料とは、調理器具や蒲団など、生活に必要な品を借り受ける際に支払う代金のことと、これを商う者を損料屋と言つた。「番衆狂歌」には「小屋付に足らぬ道具ハ損料て来年迄を借て出そ」とあり、在番衆の生活器具は持

参したものと、在番先でレンタルしたものとを用いていたことが知られる。

信濃屋次郎兵衛はほかに、森山はじめ数人の番士が代人をつとめるため上京した際、入城前に逗留する町宿の世話を行っている。通常、入城前の番衆は一旦二条城南の町屋に逗留し、その世話は町代が行うこととなつていたが、代人として遅れて上京する場合は、番衆の勝手賄をつとめるような町人が宿の世話をしたようである。

ところで、森山は、勝手賄信濃屋次郎兵衛と同じ屋号を名乗る信濃屋五兵衛という町人から借銭をしており、その返済について次のように記している。

同日 信濃屋五兵衛方借借金対談

年来之借借金覚体院様已来年賦二相定、当在番より已来在番之度々五両濟二相定、

此節三兩遣ス、十月二至証文仕直し候、但元金員数日記不見、

元利三拾兩余之所、当年五両遣候内、後合力二而式両遣ス、跡金式拾兩余之証文ニ致し、本番取人共在番之度々五両つゝ遣候筈、

以前からの取り決めで、借借金を年賦で返済することとなつており、今回の在番からは在番の度毎に五両を支払うこととなつた。このとき、森山は前年の在番を終え、取手返しを、代人として引き続き在番していた。「覚体院様」については不明だが、天明三年の在番時にも五兵衛と「覚体院様御代古借」を返済する相談をしており、前々からの借金を、在番の度ごとに支払うことを約束している。すなわち、森山は在番で在京し、借金の返済を進めようとしていた。信濃屋五兵衛と次郎兵衛の関係もまた不明ながら、五兵衛とは「古借」に関する返済の相談をしていることから、五兵衛は次郎兵衛の前に森山家の在番中の勝手賄をつとめていたのではないだろうか。また、森山は次郎兵衛へも、おそらく賄金とは別に、借借金を返済している。在番中の勝手賄は、村落の勝手賄で富裕な農民が指名されたのと同様、賄金以上の金額を負担できる財力を備えた富裕な町人が指名されたのだろう。

⑧ 町人と関わる——療養

在番中に療養が必要な時ほどのように対応したか。文化三年（一八〇六）の「二条在番登前留下帳上」^(註)には次のようにある。

一、張紙并迎送札二而 御城中江參候医師者、尤組頭衆より番頭江御断可

有之候、二度目方出入者番頭江断二不及候、自分之手形ニて組頭衆被致

裏判迎送札可有御済候事、

附急病人など有之、医師無様候歟、又者急用之義も候者、尤此方

へ御断之上、出入為仕可被申事、

番衆が城内へ医師を呼び入れるときは、番衆から組頭へ願い出で、さらに組頭から番頭へ断りを入れること、二度目以降は番頭へ断りを入れず、番衆の手形に組頭の裏判を据えた迎送札を發行することとなっていた。但し急病時はこの限りでなかったことがわかる。すなわち、番衆が病気になった際は、番頭と組頭の許可のもと医師を城内へ呼び対処した。また「番衆狂歌」には「町人の出入ハなしに医師ハこす食養生と氣持用心」とある。上の句の文意が取りづらいが、この前項に、町人の出入りによって「細工小道具金遣ひ込」むことを諫める一句があるため、医師を呼ぶには町人の出入りを容れ、その手引きに頼らざるを得ない面があったことが想定される。

ちなみに、番頭の場合は、「手留」に帰府道中の荒井・箱根関所通行の際、番頭一行に「医師惣髪坊主」が含まれていること^(註)から、専属の医師を連れていたと考えられる。なお、登道中の記事には医師を連れてくる情報が見えないため、在番中に雇い入れた可能性もあるが、これ以上のことはわからない。

番頭・番衆の家来の場合^(註)はどうか。「二条御城内御方覚」には次のようにある。

覚

建部内匠頭家来

生国播磨

福原七郎右衛門

午歳六十四

同人

召使老人

右之者病氣ニ付今日 御城外へ差出、当所大宮通り御池下ル町木薬屋平右衛門と申者方へ差遣、為致養生候、依之御届申達候、以上、

五月十七日

建部——頭

三浦伊勢守様

(正子京都町奉行
備前京都町奉行)

松下信濃守様

番頭建部の家来が病気のため、城外に出して町人宅にて養生することが、京都町奉行に伝えられている。また「番衆狂歌」には、「下々に病気の有れハ用達の町人頼寺へやるなり」とあつて、番衆の従者の場合も、病気の際は町人を頼り城外にて療養したことがわかる。

むすびにかえて

本稿では、主に二条在番の生活に関する各側面を見てきた。一般に、二条城築城以降の事項と云えば、寛永の行幸や大政奉還のイメージが強い。今回検討した近世後期は、二条城史におけるいわば空白期間であり、これまであまり着目されることがなかった。しかしながら、この時代の二条城が無用の長物であったわけではない。二条城は、江戸からやってきた幕臣たちがここを守衛し、また整備に努めるとともに、彼らの居住地として、様々な階層の人々が集う場となっていた。また、在番は町人との関わりが重要で、物品の購買のみならず、金銭管理や生活の世話、療養に至るまで、その手引きなくして在番をつとめることは不可能であった。町人との関わり方をはじめ、「二条・大坂在番善悪之事」「二条か大坂の方能条々」に挙げられたような、大坂在番との違いが何に起因するのか、都市構造の違いや城内の人的構成を含む構造の違いなどを踏まえ検討していく必要がある。

本稿は、二条在番の生活の様子を概観するという目的ゆえに、雑多な各項目に関して可能性を提示するに留まった。依然、不明な点は多くあり、それぞれ

の詳細な検証、およびそれが二条城にもたらした影響や意義については、今後の検討課題としたい。

【注】

- (1) 『江戸参府旅行日記』(『研究紀要元離宮二条城』第一号所収、編年史料近世編編年史料の263。以下、『紀要』の近世編を参照する場合は、編263のように記す)。
- (2) 小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』序章(吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (3) 柴崎謙信「二条在番と二条城」(『研究紀要元離宮二条城』第一号、二〇二一年)。
- (4) 柴田純「補論 二条城在番衆の出張死」(『江戸武士の日常生活 素顔・行動・精神』吉川弘文館、二〇二三年)。
- (5) 家来は武士身分の者、奉公人(武家奉公人)は非武士身分の間・小者などを指す。武家奉公人については、吉田伸之「日本近世都市下層社会の存立構造」(『近世都市社会の身分構造』東京大学出版会、一九九八年、初出一九八四年)参照。
- (6) 柴田純「二条城番衆と京都」(元離宮二条城事務所編『令和三年度二条城歴史講座「記録」』二〇二三年)。
- (7) 矢部家崇「江戸幕府大番頭の人的構成と格式」(『論集きんせい』四一、二〇二〇年)。
- (8) 神宮文庫蔵。分類番号・第七門四七二号。大番に関する先例や諸事項をまとめたもので、成立年は不明だが、史料中に記された年代の下限が文久元年(一八六一)であることから、幕末頃まで書き写されたものと考えられる。
- (9) 但し、病气や看病などで遅れて上京したり、早く江戸へ戻る番衆もいた。
- (10) 『明良帯録』(近藤瓶城編『改定史籍集覧』一一)、および高久智広「出世双六にみる幕臣の出世」(『国立歴史民俗博物館報告』一八二、二〇一四年)。
- (11) 柴崎前掲注(3)。
- (12) 柴崎前掲注(3)。なお、柴崎氏が挙げている『御当家合状』巻二四の明暦二年(一六五六)「定(二九五号)や、同書所収万治二年(一六五九)「覚(二九六号)では、在番衆が城入前に病死した時は代人を派遣するが、城入後は派遣しないことと定められている。しかしながら、「手留」では七月から九月にかけて他組から代人が到着している様子が見え、代人自体が城入以降遣わされないわけではなかった。これは「病死」の際のみの規定であったか、あるいは時代が下るにつれ規定が守られなくなったかは検討の余地がある。
- (13) 東京都公文書館蔵「先登二条在番登前留」(請求記号・CH-146)。
- (14) 飯島千秋氏によれば、寛永九年(一六三二)以降、二条・大坂在番の番頭・番衆への合力米支給が確認できるようになり、享保九年(二七二四)以降「分限高の一倍」「自分高程四ツ物成」(家禄と同額、知行高の四割)が支給されるようになった。番衆への合力米支給は、安永初年頃(一七七二年頃)一〇分の九を米、残りを大豆で支給されたが、大豆・米とも五分の四が金渡となり、それが半分ずつ、二条城では五月・一〇月に支給された。現物渡分は月々の支給であった。なお時代によつては全て金渡、全て現物渡と、数回の変更が加えられており一定していない(天明八年の幕府財政「江戸幕府財政の研究」吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇一年)。
- (15) 「蟹の焼藻の記」巻上(『日本随筆大成 第二期』二二)二二五頁。寛政一〇年(二七九八)の随筆。森山は、松平定信の求めでこれを上申した。
- (16) 柴田前掲注(4)。
- (17) 京都大学蔵「二条在番支度覚」参照。
- (18) 享保一四年(二七二九)「在番入用金借用証文」(荒居英次編『近世の古文書——その解説と利用法』小宮山書店、一九六九年所収)など。
- (19) 「破たんする旗本財政と村むら」(市史編さん課編『東松山市の歴史』中巻(第三章)、一九八五年)。
- (20) 「諸国年中行事」巻之第二(森銚三・北川博邦監修『続日本随筆大成』別巻一二 民間風俗年中行事上巻、吉川弘文館、一九八三年)。
- (21) 渡辺浩「『御威光』と象徴——徳川政治体制の側面」一三八頁(『思想』二、岩波書店、一九八六年)。
- (22) 柴崎前掲注(3)。
- (23) 「手留」文政三年四月二六日条。
- (24) 「手留」文政二年正月二九日条、文政三年一月二二日条。

- (25) 「小屋」というのは戦時の「陣小屋」に由来する用語である。小屋とは言うものの、に見えるように、各戸が家としての設えを備えた建物であった。
- (26) 御蔵奉行仮役は各組から番衆一名ずつが任命され、城内外の米蔵の管理をした。
- (27) 四月～一月の間江戸に残り二月までに二条城に登る。
- (28) 九月に帰府し十二月～四月の間江戸に残る。
- (29) 東京大学法学部研究室図書室法制史料室蔵、請求記号…甲…二…二九六五。
- (30) 「百たらずの日記」(駒敏郎ほか編『史料京都見聞記』第三巻紀行Ⅱ、法蔵館、一九九一年) 天保九年(一八三八)七月二十七日条。
- (31) 『史籍集覧』所収。作者不詳。番衆をつとめる旗本の心得を狂歌形式で記したもの。
- (32) 『紀要』第一号部Ⅳ-1。
- (33) 岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会——大御番頭・大御番衆・加番を中心に」(『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年、初出)。
- (34) 柴田前掲注(4)では、番衆が湯殿を備えた住宅に住むようになったのは寛文年間(二六六一～一六七三)頃と推測している。
- (35) 京都大学附属図書館蔵中井家文書(以下、京大中井)「二条御城内東組御番衆小屋建足新造指図」(請求記号…中井家絵図・書類/四七-1-1)。
- (36) 京大中井「二条御城中東組大御番衆小屋絵図」(請求記号…中井家絵図・書類/五-1-1)。
- (37) ちなみに、天保年間の絵図では下湯殿は描かれておらず、いつしか下湯殿は設置されなくなった可能性がある。
- (38) 『中井家文書』(谷直樹編『大工頭中井家建築指図集——中井家所蔵本』思文閣出版、二〇〇三年。以下『中井』九二)。
- (39) ちなみに、京大中井の「御城西番場市小屋絵図」(請求記号…中井家絵図・書類/四九-1-2)では、市小屋に少なくとも湯殿の施設は見えない。
- (40) 前掲注(30)。
- (41) 原田伴彦編『日本都市生活史料集成二』三都編Ⅱ、学習研究社、一九七七年所収。別名「自家年譜」。
- (42) 国立公文書館内閣文庫蔵(請求記号…二一七-〇〇三四)。
- (43) 天部・六条・川崎・蓮台野・北小路、あるいは九条を加えて六ヶ村と記す史料もある。
- (44) 中澤巷一、小林宏「近世上方における賤民支配の成立」(『法制史研究』一九、一九六九年)、辻ミチ子「京都における四座雑色」(『部落問題研究』四、一九五九年)。
- (45) 『紀要』第一号編Ⅳ-12。
- (46) 『中井』九一。
- (47) 大坂城に関しては「大坂ハ御修復手伝并草取人足迄御番衆ヲ出す」とあって、番衆から供出される人足の負担はより大きかったらしい。
- (48) 『中井』七九。
- (49) 大阪市史編纂所編『大阪市史料』三八。宝暦一〇年(一七六〇)から二年間城代をつとめた松平康福の公用人が作成したもの。
- (50) ちなみに、同史料には「御城代・御定番屋敷江下掃除之者古来ハ知行所之百姓入来候、知行所隔候得者、近辺之百姓遂吟味出入為致候」とあって、城代や定番の場合は知行所の百姓を選定して出入りさせていたが、知行所が遠い場合は近辺の百姓を選んで出入りさせていたということが知られる。
- (51) 足立政男「近世における都市の下糞利用による農業経営——京都と西岡地帯における農業経営の場合」(『立命館経済学』五-1-1、一九五六年)。三俣延子「都市と農村がはぐくむ物質循環——近世京都における金銭的屎尿取引の事例」(同志社大学経済学会『経済学論叢』六〇-1-2、二〇〇八年)。
- (52) ただし、「森山孝盛日記」では三月一八日に尺二の小的を行っていることが見え、開催日は一定でなかったと思われる。「二条御城惣指図」(『中井』三六)には、東番頭小屋域の北側土居および西番頭小屋域の西側土居に「射場」が見える。
- (53) 「於御厩曲輪大の見分之図」(東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」三二)。
- (54) 「二条御城内御書方寛」(姫路市立城郭研究室『城郭研究室年報』二五、二〇一五年)七六～七七頁。
- (55) 前掲注(54)七九～八〇頁。

- (56) 史料として挙げた「支度覚」の続き部分には、毎月一〇日と二〇日には馬術が行われていたことある。「手留」には馬術のことは見えないが、「雑事記」には「二条ハ東西共小屋内に馬場あり」とあって、番衆小屋には厩舎が備えられていたことが想定される。しかしながら、絵図類には番衆小屋域に馬場は確認することが出来ない。ちなみに、番頭小屋には四頭分の厩舎が備えられていたことは絵図上確認できる。
- (57) 宮地正人編『幕末維新風雲通信——蘭医坪井信良宛家兄宛書翰集』（東京大学出版会、一九七八年）。
- (58) 田中正弘「徳川幕府大番組衆小笠原久左衛門の幕末日記」『栃木史学』一三、二〇〇九年）。
- (59) 宇野脩平「二度飛脚の誕生」（東京女子大学『史論』第九集、一九六一年）、
 駒通志料を読む会「郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」資料解題（『郵政資料館 研究紀要』第二号、二〇一一年）。
- (60) 駒通志料を読む会「郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」資料解題（前掲注（59））。
- (61) 「森山」天明二年八月一日条。
- (62) 「森山」天明二年八月二四日条。一〇月八日には、奉行所から久離に申し書付が到来している。
- (63) 先行研究では、二条城に関わる所司代の職務は、二条城の警衛・守衛の管掌や、二条城はじめ京内外の巡見と説明されてきた（『紀要』第一号所収の拙稿「京都所司代と二条城」参照）。これらに加え、ここで見たような継飛脚を通じた江戸—京都間の公用文書の取り次ぎも、所司代の重要な役割であったことがわかる。
- (64) 宮本裕次氏は、大坂城代が老中奉書を継飛脚によって受け取り、定番・町奉行の寄合を招集して内容を共有したこと、これらの連署で請状を江戸へ発送したこと、またこれらの連署状が老中奉書と同じ役割をもって、西国譜代大名に将軍家や幕政の重要情報を伝達したことに着目し、このような平時の伝達方式が有事の際の指示体制に通じることを指摘している（「大坂在番日記」〔福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』ミネルヴァ書房、二〇二二年）。
- (65) 『紀要』第一号部4。
- (66) 『紀要』第一号編³⁹⁾。
- (67) 名古屋大学附属図書館蔵（請求記号：一七二—H—神皇）。
- (68) 天照像ははじめ白木造の立像で、手に御劔と玉を携えていたが、修造の際に彩色に改められた。八幡神像は彩色の木像で、馬に乗り矢を持つ。春日大明神は修造以前は社のみで神像はなかったが、鹿に乗り勺を持った神像が新たに造られた。ちなみに、この稲荷には宮守が存在しており、当時の宮守は内田光治なる人物であった。
- (69) 「森山」安永六年二月九日条、安永七年二月三日条、天明三年二月七日条など。
- (70) 安永六年二月九日条。
- (71) 「森山」天明三年二月一四日条。森山は初穂料百疋を納めている。
- (72) 「森山」安永六年二月二五日条、天明三年一月二一日条。
- (73) 「森山」天明三年一月一日条。
- (74) 「手留」文政三年五月一五日条、八月八日条。
- (75) 池上悟『近世墓石論攷』（KADOKAWA、二〇二一年）。
- (76) 山澄元「畿内における旗本知行地の分布と性格」『人文地理』二三、一九七一年）。
- (77) 『青標紙』。
- (78) 『徳川禁令考』第四帙。
- (79) ちなみに、寛政年間に編纂された奇談集『梅翁随筆』『紀要』第一号編³⁸⁾には、二条城の御金蔵から二千両が盗まれた際、吟味のため在番の与力・同心の小屋の天井や床下を調べたところ、与力の具足櫃から島原や祇園町の遊女の文が多く出てきたという逸話が記されていて、与力は遊里へ出入りしていたことが知られる。なお、このとき番衆の小屋には捜査の手が及ばなかった。
- (80) 湯浅吉信『江戸期の漢文遊記の研究』（科研費報告書、二〇一三年）参照。
- (81) 岩城前掲注（33）。

- (82) 『紀要』第一号編25³、柴崎注(3)。
- (83) 『御仕置例類集』一五六六。所払いについては、「在番先之儀ニ付、所払は相当不申」とある。
- (84) 「月堂見聞集」巻一二(国書刊行会編『近世風俗見聞集』第二所収)。犯人の伊藤角之進(組頭肥田采女家来)は、投獄された上で栗田口にて斬罪獄門に処された。
- (85) 「手留」文政四年四月二日・一七日、五月一〇日条。
- (86) 承応二年(二六五三)、出替奉公の制が設けられ、出替奉公の武家奉公人は一年ないし半年で切り替えられることとなり、またその期日が定められた。何度か変遷を経たのち、寛文九年(一六六九)に三月五日と定められた。詳しくは丹野勲「江戸時代の奉公人制度と日本的雇用慣行」(『神奈川大学国際経営論集』四一、二〇一一年)参照。
- (87) 「在番諸掟鑑」。
- (88) 「手留」文政三年四月一五日条。
- (89) 東京大学法学部研究室図書室法制史資料室蔵。請求記号…甲…二…一三四〇。
- (90) 柴田前掲注(4)。
- (91) 『百箇条調書』。
- (92) 『梅翁随筆』(『紀要』第一号編386)。前掲注(79)参照。
- (93) 前掲注(41)「解説」参照。
- (94) 「森山」安永二年八月一三日条。
- (95) 前掲注(14)参照。合力金とは、合力米支給のうちの金渡分を指す。『京都御役所向大概覚書』の「二条大番御目付衆御合力米之事」では、元禄五年(二六九二)以降、合力米(金)は銀渡りになったと言い、米・大豆は二条の蔵から出し、金渡の分は二条御蔵衆の手形を大坂の金蔵で銀に代えた。その際大坂に派遣されたのが「御金請取」を担う各期各組二名ずつの番士である。
- (96) 安沢みね「近世後期武家家計の一考察」(『神戸女学院大学論集』一三二—一九六六年)。
- (97) 「森山」安永三年正月一六日条。
- (98) 「支度覚」の在番に必要な道具の覚書には、蒲団や茶碗、紋付の胴乱や道中駕籠の提灯など、多種多様な生活道具や武具が挙げられている。ちなみに、二条在番の際には、信濃屋ではなく山崎屋宗助なる人物が損料物を手配している。
- (99) 「森山」安永六年七月一日条。
- (100) 丸山俊明「江戸時代後期の京都の町屋における二条番衆の寄宿形態」(『日本建築学会計画系論文集』七四—六四〇、二〇〇九年)。
- (101) 「森山」安永六年七月一〇日条。
- (102) 「森山」天明三年三月二七日条。
- (103) 「森山」安永六年一〇月一五日条。
- (104) 前掲注(89)。
- (105) 「手留」文政三年四月二二日条、同二六日条。
- (106) 前掲注(54)八六〜八七頁。

【付記】本文中使用した史料の閲覧につきまして、ご高配を賜りました各所に謝意を申し上げます。

資料1 二条在番の一年のサイクル

| ●登り・在番中 | |
|-------------|------------------------------|
| 日限 | 内容 |
| 2/10 | 二条登り休み入り |
| 3/25・26 | 先組宿割（※1）が江戸を出立 |
| 3/25・26 | 両組御破損奉行が江戸を出立 |
| 3/26・27 | 跡組宿割が江戸を出立 |
| 3/27・28 | 外御蔵奉行が江戸を出立 |
| 3/28・29 | 先番頭が江戸を出立 |
| 3/29・30、4/1 | 先組両頬が江戸を出立 |
| 4/2、3 | 跡組両頬が江戸を出立 |
| 4/4 | 跡番頭が江戸を出立（※在番諸掟鑑では3日） |
| 4/15 | 跡番頭が京着 |
| 4/17 | 交代（在番諸掟鑑では12～17日） |
| 5/13～17 | 初合力金請取が大坂へ |
| 5/18 | 合力金を配当 |
| 9/5 | 御目付代が城入し上意の趣を伝える（在番諸掟鑑より） |
| 時日不同 | 跡残役（※2）が京を出立（在番諸掟鑑では9/18頃） |
| 10/1～6 | 後合力金請取が大坂へ |
| 10/7 | 合力金を配当 |
| 時日不同 | 先残役（※3）が江戸を出立（在番諸掟鑑では10/26頃） |
| ●帰府 | |
| 3/19・20 | 先組宿割が京を出立 |
| 3/20・21 | 跡組宿割が京を出立 |
| 4/12 | 先番頭が京を出立 |
| 4/13、14 | 先組両頬が京を出立（在番諸掟鑑では3/19・20） |
| 4/15、16 | 跡組両頬が京を出立（在番諸掟鑑では3/20・21） |
| 4/17 | 跡番頭が京を出立 |
| 4/23 | 先番頭が江戸着 |
| 4/28 | 跡番頭が江戸着 |
| 6/11、12 | 下り組の休み明け、御番出勤 |
| 6/21、22 | 取手返登が江戸出立 |

※1「宿割」：在番への道中や上京後の寄宿の際、番衆が宿泊する宿の割り振りを行う。

※2「跡残役」：9月に江戸へ戻り、在番期間の後半（12月～4月）江戸に居残る。

※3「先残役」：在番期間の前半（4月～11月）江戸に居残り、12月までに上京する。

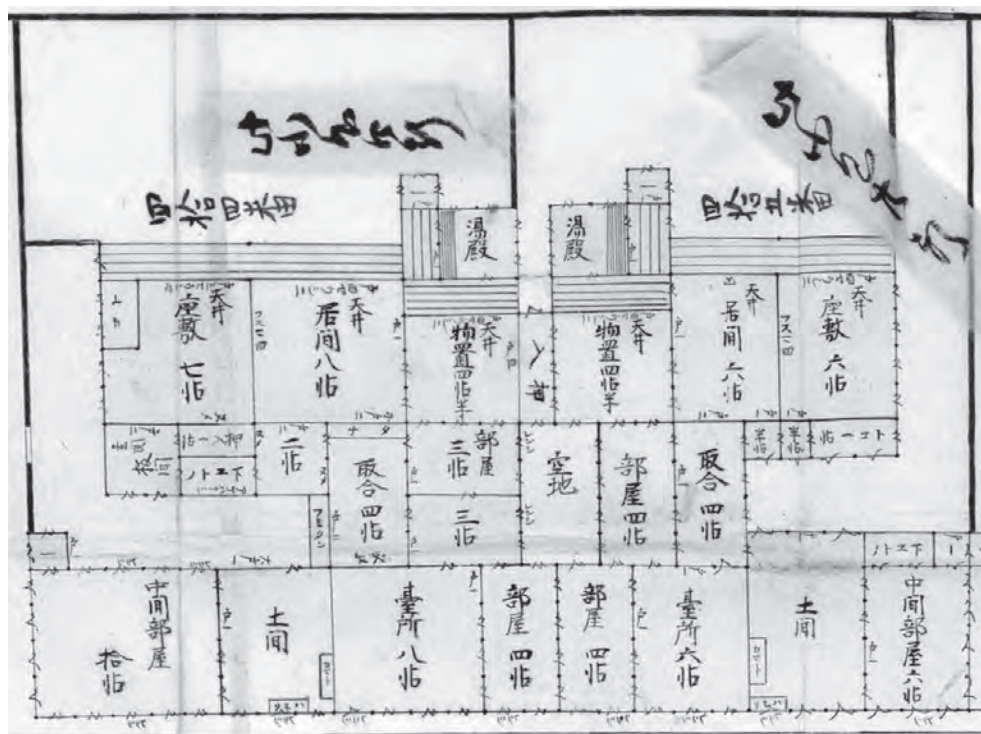
（凡例）

1) 神宮文庫蔵『大番職制』『二条・大坂休入并出立日限之事』より作成。

2) 『青標紙』記載の「在番諸掟鑑」（万治二年）により補足。

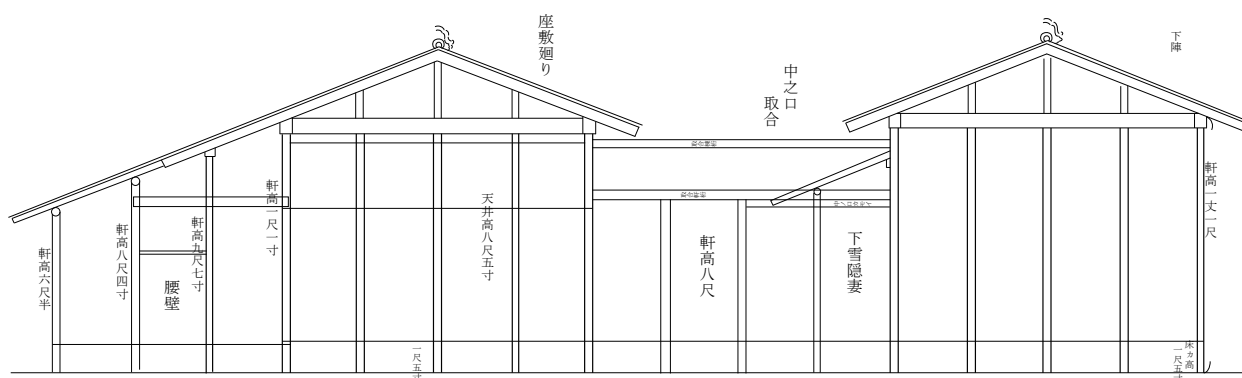
3) 中黒は大の月・小の月の場合を表す。

図1 番衆小屋（2戸）



京都大学附属図書館蔵中井家文書「二条御城中東組大御番衆小屋絵図」(部分)
 (請求記号：中井家絵図・書類/51-1)

図2 番衆小屋の軸組図



京都大学附属図書館蔵中井家文書「東西御番衆小屋建地割」
 (請求記号：中井家絵図・書類/44-3) より作成